平成２５年（再ロ）第２号
神戸市垂水区つつじが丘４丁目2465番地の26
再生債務者　橋本　　憲
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月24日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月１日から平成25年５月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１００２１号
千葉県習志野市秋津３－６－１－108
再生債務者　辰川　弘康
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００２２号
東京都目黒区中目黒４－６－18　伊藤タウンハウスＡ棟２
再生債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月30日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第６号
大阪府豊中市中桜塚５丁目７番２号
再生債務者　下村　和夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年４月30日から平成25年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（再ロ）第５号
堺市西区鳳南町５丁517番地125
再生債務者　濵田　末次
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月２日から平成25年５月16日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第４号
熊本市東区花立５丁目10番１―803号
再生債務者　岡本　光弘
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第１４号
沖縄県南城市大里字嶺井２番地
再生債務者　新垣加代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年４月25日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月９日から平成25年５月16日まで
那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００６号
東京都八王子市大塚55番地３アーバンキャッスル多摩センターⅡ607号
再生債務者　柳　　悠紀
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月22日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月19日まで
平成25年３月29日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再ロ）第３号
広島県呉市阿賀北９丁目８番９―410号
再生債務者　東　希実子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月26日まで
平成25年３月29日　　広島地方裁判所呉支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１００９２号
東京都練馬区氷川台３―33―９―305
再生債務者　加藤　和雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年２月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第２２号
京都市東山区泉涌寺東林町７番地48
再生債務者　岡　　知秋
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年３月29日
京都地方裁判所第５民事部再生係

外務省共済組合定款の一部変更について

外務省共済組合定款（平成13年３月28日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年４月１日
外務省共済組合代表者
外務大臣　岸田　文雄

目次中「第31条」を「第28条」に、「第32条」を「第29条」に、「第33条」を「第31条」に、「第34条」を「第32条」に、「第35条・第36条」を「第33条・第34条」に、「第37条・第38条」を「第35条・第36条」に改める。

第17条第１項第８号から第11号までを削る。

第18条第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加え、「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（出産費附加金）

第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）

第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第24条中「休職になった日から３年（傷病手当金附加金支給期間が１年に満たない場合は、傷病手当金附加金支給開始後１年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。

第25条から第27条までを削る。

第28条を第25条とし、第29条から第32条までを３条ずつ繰り上げる。

第33条第１項の表中「4.02」を「5.66」に、「22.98」を「18.98」に、「1.95」を「4.17」に、「8.04」を「11.32」に改め、同条第２項の表中「4.02」を「5.66」に改め、同条第３項中「2.40」を「2.12」に改め、同条を第30条とする。

第34条を第31条とし、第35条から第38条までを３条ずつ繰り上げる。

附則第６条第１項第１号中「１件」の次に「（医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。）」を加え、「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附則第８条第２項中「第36条」を「第33条」に改める。